

## 資源回収委託事業者の車両による物損事故について

### 事案の概要

市が委託する資源回収委託事業者の車両が、資源回収中にドライバー不在の状態で動きだし、民家の塀に衝突する物損事故が発生しましたので、次のとおりお知らせします。

関係する方々並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

- 1 発生日時 平成28年3月4日(金) 午前9時25分頃
- 2 発生場所 南区大野台5-11付近  
(市道大沼39号【幅員4m】)

### 3 事故の内容、経過

ごみ・資源集積場所で資源を回収中、収集車のドライバーがサイドブレーキを十分引いていなかったことが原因で、傾斜する道路を塵芥車が無人のまま約40m走行し、民家の塀に衝突し、停車したものです。

その際、同委託事業者の作業員が車両を停車させようとして、運転席へ乗り込もうとしたところ、衝突により車両から振り落とされ怪我を負いました。

怪我の状況は、左腕上腕部を裂傷し、縫合しました。

### 4 今後の対策（再発防止策）

日頃から委託事業者に対しては、収集運搬業務の履行にあたっての作業の基本事項を手引きにまとめ、その遵守を指導しているところですが、今回の事故を受け、あらためて委託事業者に対して資源収集運搬作業の手引きの遵守をさらに徹底するよう指導しました。

問合せ先

資源循環推進課

直通電話 042-769-8245